

岩手県告示第141号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第3項において準用する同法第53条の2の3第1項の規定に基づき、県営満倉地区土地改良事業に係る換地計画を定めるに当たり、次の土地を、これを従前の土地とする地積を特に減じて換地を定める土地として指定した。

平成21年2月17日

岩手県知事 達 増 拓 也

地積を特に減じて換地を定める土地の所在等

所 在	地 番	地 目	用 途	地 積	特に減じる地積
				m ²	m ²
奥州市水沢区佐倉河字中ノ目	91番	田	田	1,028	295
奥州市水沢区佐倉河字半入	41番	〃	〃	1,034	510
奥州市水沢区佐倉河字西田中	76番	畑	〃	651	330
奥州市水沢区佐倉河字千刈田	116番	田	〃	710	450
奥州市水沢区佐倉河字西小深田	6番1	〃	〃	596	240
奥州市水沢区佐倉河字石	203番	〃	〃	757	690